

～子どもが主役の学校づくり～

学校と保護者の よりよい関係を目指して

—京都市学校問題解決支援チームからの「提言」—

- 学校現場における、一部の保護者からの解決困難な批判や要求などが、学校と家庭との関係を悪化させ、教育活動の停滞だけでなく、教員・保護者双方に徒労感と不信感を生じさせています。
- 京都市では、こうした状況を改善するため、平成19年8月に医師・弁護士・臨床心理士・市民代表等で構成する「京都市学校問題解決支援チーム」を設置して具体的な事案の対応策を検討し、児童生徒・学校・保護者を支援してきました。
- このたび、約5年に亘る本チームの活動実績、教員・保護者へのアンケート調査、そして、各専門委員の知見を生かし、学校と保護者のよりよい関係の構築に向けた提言をまとめました（本資料は、提言（冊子）の概要版です）。
- 子どもの健全な育ちと幸せを願わない親はいません。当初から経済的な利益を目的とする場合を除き、いわゆるクレーマーは学校と家庭との関係が悪化するなかで生み出されます。苦情や要求は、孤立しがちな親の期待と不安の裏返しとも言えます。
- 子どもに関わる全ての大人がこの課題を共有し、学校と保護者が互いの立場や思いを理解し合い、今一度、学校・教育・学びについて見つめ直す必要があります。
- 主役である子どもたちのために、この提言が、学校・保護者を繋げる役割を果たし、学校を子どもたちが「行きたい」と思える場にするために役立つことを願います。

平成24年8月

1 京都市学校問題解決支援チームのこれまでの取組

(1) 問題解決に当たった主な事案

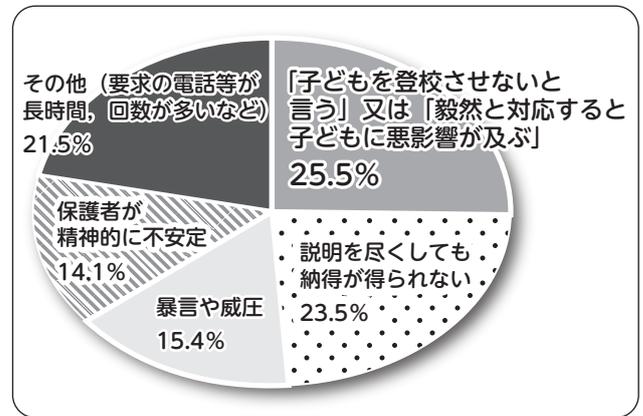
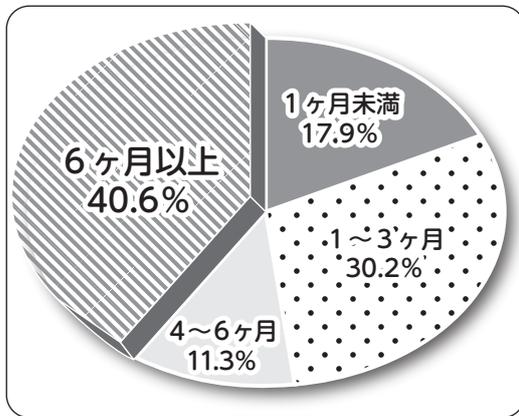
- ・ 保護者が「担任交代」や「子どもを登校させない」と主張
- ・ 子どもの不登校について、同じことを繰り返し要求（100回以上）
- ・ 保護者が精神的に不安定で、気持ちが落ち込むたびに学校へ暴言
- ・ 子ども同士のトラブルについて、教員へ長時間にわたる威圧的な言動

(2) 「研修会」（管理職対象）や「シンポジウム」（保護者対象）の開催

学校・家庭・地域・行政の協同関係の構築に向け、具体的な事案を基に現状を共有し、効果的な取組・方法を探るために開催。基調講演、パネルディスカッションを通じ、「常識の堅持」「学校・保護者をPTA・地域が繋ぐ」などの意見が交わされた。

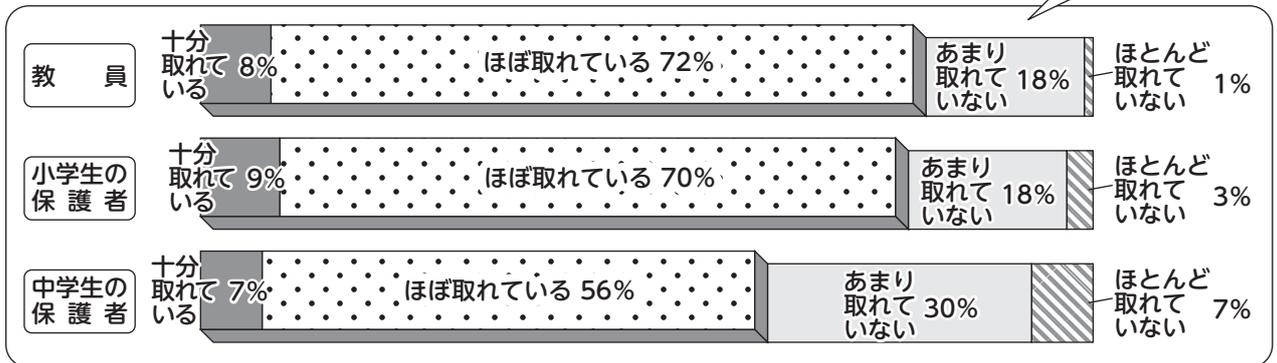
(3) 保護者との間で生じた問題に関する学校への調査（平成22年度）

- ① 約2割の校長が、学校だけでは解決困難と感じたケースがあったと回答
- ② 保護者の要求等の対応に要した期間
- ③ 学校が苦慮した点



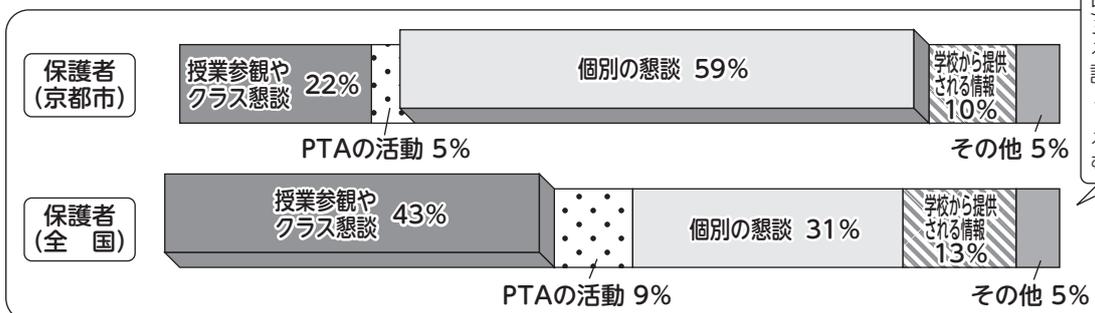
(4) 「コミュニケーション」に関する教員と保護者へのアンケート（平成23年度。日本PTA全国協議会の調査とも比較）

- ① 教員と保護者との間で必要なコミュニケーションが取れていますか。



教員・小学生の保護者の8割が「必要なコミュニケーションが取れている」と回答。中学生の保護者は6割。

- ② どのような方法でコミュニケーションが取れていますか。



京都市の保護者の59%が、教員とコミュニケーションを取る方法として「個別懇談」と回答（全国の約2倍）。クラス全体で話を望むより個別での話を望む傾向が見られる。

2 問題解決に当たった事案に多く見られる課題

- ① 「情報」について、前・後任者間、他校や他機関との共有が不十分
- ② 教員が「毅然とした対応」をすることの難しさ
- ③ 保護者のみに働きかけ、周囲の「キーパーソン」の把握が不十分
- ④ 学校への不信感や意思を通す交換条件として、保護者が「子どもを学校へ行かせない」と主張し、学校が対応に苦慮
- ⑤ 子ども・保護者の背景（発達障害等の子どもの特性、保護者の不安・孤立）

3 京都市学校問題解決支援チームからの「提言」

(1) 学校の対応について

<法的視点からの提言>

保護者との関係で問題が生じた場合、学校は次のことに留意して対応することが大切。

- ① 行為を再現できるような事実確認を行い、経過を正確に記録する。
- ② 学校の「法的な責任」「道義的な責任」を分けて整理し、それぞれに問題はないか、民事責任（国家賠償法）における「故意」や「過失（結果の予見・回避が可能であったのに怠った）」はないか、損害との間に相当因果関係が認められるかを十分に検証する。
- ③ 法的責任が発生していないと認められる場合において、保護者の要求が、保護者自身のものではなく、子どもへの思いに基づくものか、他の子どもへの配慮があるか確認する。

<精神医学的視点からの提言>

- ① 問題発生時の迅速・正確なアセスメント（評価）のため、日頃から子どもの特性の理解に努め、家庭の背景なども把握しておく。
- ② 初めに時間・労力を惜しまず、保護者の思いに耳を傾け、受け止めて対応する。
- ③ 対応が遅れ、時が過ぎるうちに保護者からの信頼は失われていく。対応が後手後手になると解決はさらに遠のくので、迅速な対応に努める。
- ④ 担任も生身の人間であり、気付かないこともあるため、管理職、学年主任や他の教員がサポートする体制を築く。

<臨床心理的視点からの提言>

- ① 学校の「予断を持って構える対応」「論破しようとする姿勢」は信頼関係に支障を生じさせる。まずは、保護者の思い・立場に寄り添うことが大切である。
- ② 「教員相互の信頼関係」「一人で抱え込まない組織」を構築する。また、問題の発生は、教員個人の力量のみが原因でないことを共通認識する。
- ③ 保護者の感情の赴くままの電話・面談を制限し、いずれも初めに「1時間以内」とすることを伝える。面談は複数で対応する（言った・言わないなどのトラブルも防ぐ）。
- ④ 長時間の話や脅しに屈し、一度、応じるべきでないことを受け入れると、それを突破口に要求がエスカレートすることもあるので注意する。

(2) 学校体制の充実に向けて

① サポート体制の充実

「教員のサポート」(相談しやすい環境, 心理面のケア, 訴訟等の弁護士費用の保険開発), 「保護者・子どものサポート」(発達障害・不登校・非行・いじめなどに係る関係機関との連携, 悩みを傾聴する場の整備)などを充実させる。

② 教員のスキルアップ

③ 学校から教育委員会への報告の徹底や事案の集約・ノウハウの蓄積

④ 学校と関係機関の連携

学校は, 児童相談所や警察等の関係機関との連携に当たって, 日頃から緊密な関係の確立に努め, 互いの立場を理解し, 建設的な姿勢で臨む。

⑤ 教員の業務の精査・増員

様々な教育課題への対応で教員の業務が増加している。必要な業務を精査し, 学校現場の声に耳を傾け, 教員の増員など, 国を挙げて議論・検討する。

(3) PTAや学校運営協議会への期待

① 不安が大きく, 学校に依存する傾向のある保護者は, 地域等との繋がりもなく, 孤立しているケースが多い。

② アンケート調査で「コミュニケーションを取る有効な方法」として「PTA活動」と回答した人は, 教員・保護者共に少ない。ライフスタイルの多様化等もあり, 保護者が積極的に活動に参加することが難しい状況も生じている。

③ 本チームで対応したような事案の解決のため, また, 未然に防ぐために, 保護者と教員を繋ぐPTAは, その重要な役割を担い得る貴重な組織である。そのために何が出来るのか, 実効ある活動に繋がるよう, 保護者・学校双方で, PTAの在り方を見つめ直していただきたい。

④ 学校・保護者間の問題が生じた際, 保護者や地域の方々に構成する学校運営協議会も, その問題の解決や孤立した保護者の支援のための役割を担っていただきたい。

(4) 保護者の「子どもを学校へ行かせない」との主張に対して

① 子どもは登校したくても保護者の主張に沿い, 登校しないことも多い。

② 現行法による「教育委員会による出席の督促」では, 対応・効果に限界がある。

③ 子どもの気持ちと無関係に, 保護者の意思のみにより登校させない保護者の姿勢は「虐待」とみなされ, 罰則が適用される場合があることを文書で交付する等の方法も考えられる。子どもの真意の確認方法も含めて, 新たな法律制定等も検討されるべきである。

〈京都市学校問題解決支援チーム 専門委員〉

定本ゆきこ (医師)

小槻 浩史 (弁護士)

石附 敦 (大学教授・臨床心理士)

小林 哲郎 (大学教授・臨床心理士・スクールカウンセラー)

桶谷 守 (大学教授・元京都市教育相談総合センター所長)

久保田真由美 (市民代表)

篠田 常生 (市民代表)

※ その他, 常任委員として教育委員会関係課の課長・首席指導主事等が参画